

平成21年第15回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年8月7日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

(1) 議案第50号 練馬区立中学校教科用図書の採択について

2 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

統合新校の校章図案募集の結果について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時20分

会議に出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------|
| 学校教育部長 | 河 口 浩 |
| 生涯学習部長 | 郡 榮 作 |
| 庶務課長事務取扱学校教育部参事 | 高 橋 廣 |
| 学務課長事務取扱学校教育部参事 | 浅 野 明 久 |
| 学校教育部新しい学校づくり担当課長 | 阪 田 真 司 |
| 同 施設課長 | 金 崎 耕 二 |
| 同 保健給食課長 | 唐 澤 貞 信 |
| 同 教育指導課長 | 原 田 承 彦 |

| | |
|--------------|---------|
| 同 総合教育センター所長 | 佐古田 充 宏 |
| 生涯学習部生涯学習課長 | 白 井 弘 |
| 同 スポーツ振興課長 | 櫻 井 和 之 |
| 同 光が丘図書館長 | 伊 藤 安 人 |

傍聴者 20名(延べ人数)

委員長

ただいまから、第15回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が18名お見えになっている。最初にご紹介させていただく。
それでは、案件にそって議事を進めていきたいと思う。
本日の案件は、議案1件、陳情1件、教育長報告2件である。

(1) 議案第50号 練馬区立中学校教科用図書の採択について

委員長

それでは初めに、議案第50号 練馬区立中学校教科用図書の採択についてである。
来年度から使用する中学校教科用図書については、5月15日付けで中学校教科書協議会に諮問し、7月24日開催の第14回定例会にて、同協議会から答申を受けたところである。

この答申を受け、教育委員各位におかれては、教科書協議会の答申の内容および東京都教育委員会作成の教科書調査研究資料を踏まえ、独自に調査研究を行い、推薦する図書を選定されたことと思う。各委員が連日こちらに來られて調査されたということも伺っている。

なお、この教科用図書の採択は、「地方行政の組織及び運営に関する法律」第23条6号の規定により、教育委員会の職務権限になっている。

ご案内のとおり、中学校教科書については、今後、平成24年度の新学習指導要領の全面実施にあわせて改訂される予定である。したがって、本日採択する教科書は、平成22年度および平成23年度の2年間使用することになる。

今回の採択にあたっては、社会・歴史的分野については、新たに1社が検定に合格したため9種類となり、社会・歴史的分野以外の種目については検定を経たものがなく、平成17年度採択時の教科書と内容が同一になっている。

そこで、まず、審議の進め方についてお諮りしたいと思う。

ただいま申し上げたとおり、社会・歴史的分野とそれ以外の種目では状況が異なる。

社会・歴史的分野以外の15種目については、前回採択時から教科書の内容が変わっていない。また、文部科学省からの平成21年度4月15日付け21初教科第6号「平成22年度使用教科書の採択について」という通知によると、社会・歴史的分野以外の種目については、教科書の採択の手続の一部を簡略化することも可能であり、練馬区においては、調査委員会および各学校研究会の調査・研究を省略した。

以上のことから、社会・歴史的分野以外の全種目については一括して審議し、その後社会・歴史的分野の審議をしたいと思うが、いかがか。

加藤委員

練馬区教育委員会としては、今回の中学校の教科書の採択については、準備をし、計画を立て取り組んできたところであるが、そういう中で新しい学習指導要領が示され、学校教育の現場が動いたのである。今、委員長がおっしゃったように、文部科学省からの教科書の採択についての通知によると、手続の一部を簡略化することも可能であるということなので、私もどのように進めたらよいのかと考えてきたが、このような通知も十分理解できるので、社会・歴史的分野以外の種目については、一括して意見を聞いて結論を出すという進行でよいのではないかと思う。

委員長

ほかにご意見はあるか。

教育長

数学と理科については文部科学省のほうから移行措置期間中の平成22年度、23年度の補助教材が出ているし、平成17年度に採択した際の教科書については、各出版社から新しい教科書は発行していないし、そのときに審議をして採択した経緯があるため、加藤委員がおっしゃったような考え方でよいのではないか。

外松委員

平成17年度に採択した16種目72社の教科書を見させていただいたが、今、教育長からお話があったように、文部科学省が数学と理科の授業時数が増えることに対して補助教材を学校に配り、子供たちはその教材を使って勉強することとなり、また、歴史以外の教科書はそのままということである。現場でも、今使っている教科書に特に支障はないということなので、歴史以外の教科書はそのままでもよいのではないか。今回新たに1社検定に合格しているので、その歴史教科書に関してだけ検討していくということではないかと思う。

青木委員

私も外松委員と同じで、今年度の教科書協議会から挙がっている資料を読ませていただいても、今までの教科書で何も問題ないと思うので、歴史的分野以外のところは今のままで結構だと思う。

加藤委員

先ほど結論を言って理由を言わなかったが、その内容は教育長の発言と全く同じである。

簡単に言うと、1つ目は、新しい検定本が出ていないということ。2つ目は移行措置資料が、関係する教科書の出版社からも出ていることと、練馬区の学校教育を進めてい

く教育の現場からも、特にそういった点についての問題はないとのことから、先ほどのような意見を言った。

委員長

前回、十分な調査・研究を行って採択した15種目の教科書であり、特に学校のほうからも問題ないということであることから、現行の教科書を継続して使用することについては問題ないというご意見であった。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、前回採択をした教科用図書を採用することでよいか。

教育長

確認であるが、歴史的分野についても他の種目と同様に、教育委員会としては平成17年度に慎重に審議し、採択したのである。今回は、歴史的分野だけが新しく発行者が増えたため、それについて審議していくということである。したがって、15種目だけではなく全種目について、平成17年度は教育委員会では採択したということを押さえたうえで進めたほうがよいと考える。

委員長

それでは、そうさせていただきます。

続いて、社会・歴史的分野に移る。

冒頭申し上げたとおり、前回の採択では8種類の教科書から教育出版を採択したが、今回の採択では、新たに文部科学省の検定を経た自由社が加わることになる。

そこで、審議の進め方について伺いたいと思う。各委員からご意見を伺う。どのようにして審議を進めていったらよいか。自由にご意見をいただくのか、一人一人伺ったほうがいいのか、その辺のところはいかがか。

外松委員

平成17年度に16種目、72社の中から区としては決定し、現在その教科書を使用しているの、今日話し合いをしていくのは、現在練馬区で使用している教育出版社と、今回新しく出された自由社とを比べていくということではよいのではないかと考える。

委員長

それについて、自由に発言するのか、順番に発言するのか。自由に発言するということがよいか。

教育長

今外松委員がおっしゃったことは重要なことである。これまでにあった陳情に、全部の教科書を見るようにということがあったが、歴史的分野は、自由社以外の8社の中から教育委員会として教育出版を前回採択したので、教育出版の教科書と新しく出された自由社の教科書との比較でよいのかという確認である。

委員長

それでは、教育出版と自由社とを比較しながら審議をしてみたいと思う。各委員のご質問、ご意見等を伺う。

教育長

前提として、今回採択する教科書は、先ほど委員長がおっしゃったように新学習指導要領の移行措置期間に使用するのである。したがって、来年度入学する子供は3年生になると新学習指導要領の授業を受けることになり、平成23年度入学する子供は、2、3年生で新学習指導要領の授業に入っていくことになり、平成24年度の入学者は、新学習指導要領に全面移行になる。

それから、移行措置期間中に新学習指導要領に沿って進めるかどうかは、各学校長の権限になる。

また、文部科学省からは、歴史的分野については、補助教材などは出ておらず、移行措置期間中は、現行の教科書でよいということである。

以上の点について、まず確認をした。

委員長

教育長、加藤委員、私は、教育出版の教科書については採択時に十分議論しているが、改めて教科書を拝見するとともに、新たな自由社の教科書も万遍なく見させていただいた。また、青木委員、外松委員は、今回初めてになるので、それも踏まえて議論をしてみたいと思う。教育出版と自由社とを比較対照し、これから審議をしていきたい。各委員のご意見を伺いたいと思う。いかがか。

教育長

まず、新学習指導要領に沿った教科書をつくっているのは自由社である。それだけは間違いない。かといって、その教科書でなくてはいけないということではない。

加藤委員

そのためこういう手順を進めることを認めたわけである。

教育長

そういうことである。

委員長

外松委員は、いかがか。

外松委員

まず、自由社は、本文記載以外に「歴史ヘゴー」、「ご先祖様のプレゼント」、「その日歴史は」などいろいろとコーナーがある。本文に関してもそうであるが、全体的に写真が大変美しく、なかなかすばらしいと思った。また、紙質もいいので、何回もめくって見ていくことを考えると非常によくできていると感じている。

ただ、小学校を卒業して来た子たちが最初に出会うのには、少し文章が難しいという感じはある。

委員長

というような外松委員からのご意見である。青木委員、いかがか。

青木委員

先ほど教育長もおっしゃったが、3年間使う教科書ということで見てみた。中学生の発達は非常に早く、中学校の3年生や高校生も使うという教科書ということであれば、とても内容的にはすばらしいと思うが、中学1年生が最初のとっかかりで使うということであると、自由社のほうは全体的に少し難しいかと思う。それに比べ、教育出版のほうは、中1、中2ぐらいの子供たちが学んでいくのには、かみ砕いた表現もたくさんあるし、中学生の教科書という意味で見ると、こちらのほうがなじみやすいのではないかと思う。

教育長

新学習指導要領は平成24年度から全面実施となるが、この中で、近代の日本と世界というところがある。これまでは、現代については「近現代の日本と世界」であった。それが「近代の日本と世界」と「現代」とに分けるようになった。こういった流れがあるということも踏まえる必要があると思う。

歴史や他の種目についてもそうであるが、子供たちは教科書を学ぶのではなく、教科書で学んでいくのである。教科書を見て子供たちが日本の歴史について関心を抱くと同時に、日本の将来を担う子供たちが日本の歴史を理解するとともに世界と友好を図りながら、いわゆる地球人の一人として生活していく。そのために歴史をどうやって生かしていくかということが大切だと思う。

歴史にかかわる基礎的な知識について、生徒が歴史の流れに即して調べたりしながら学べるかという観点から見ると、教育出版のほうは、前回の採択の際にも発言したが、自分の力で歴史の大きな流れを押さえ学習しやすくしている。自由社のほうは、年表などはついているが、1・2年生の学習で、歴史の大きな流れを理解させるという歴史分野の目標からすると、年表に位置づけを確認するような機会が少ない。また、関心を持たせるような「歴史と出会うには」を設けているが、調べだけの説明になったりしていて、自分から学ぶというようなところは少し弱いのではないかと思う。

教育出版の教科書について区民の方からご指摘いただいたが、自由社についても、人権の面や、平和の面、使っている文言などについて、若干どうかというところはある。

しかし、我々が作業している内容は、あくまでも国の検定を経た教科用図書であり、この書き方がおかしいからなどとは言えないと思う。それぞれの考え方で書いているのであるから。あとは子供たちが教師から教育を受けて、自ら学んで調べていき、それで自分の歴史観を将来にわたって形成していくことになると思う。

委員長

教育長からご意見が出た。ほかにどうか。

加藤委員

教育長がいくつかおっしゃった中で、教科書を教える、教科書で教えるということがある。このことについては、今までの教育委員会の中でも何回か出てきた意見であり考え方である。教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるというのが、今の教育の望ましいあり方だろうと考える。そこでカギを握っているのは教師の指導力、教育力であるし、また子供の意欲や課題認識などであると思う。歴史学習においては、どこの教科書になるかまだ今のところわからないが、教科書で学習していくということは、ひとつ確認しておく必要があるだろうと考えた。

それから、教育委員会として検討する観点・視点が細目にあり、内容、構成・配列・分量、表記、使用上の便宜の4つがうたわれていて、内容については難しいというようなご意見も出たし、教育長からは時代区分の配列のことが出たし、お二人の女性の委員からは挿絵などについて意見が出てきた。そういう中で課題と思われるものをいくつか拾い上げて意見交換したほうがよいのではないだろうか。

教育長

教科書協議会の答申、都教委から平成21年6月に出された教科書調査研究資料を参考にして、今加藤委員がおっしゃったような視点から私たちは見てきた。そういう点からすると、一つ一つの文言についてはそれぞれ教科書の考え方があるので、例えば何主義があるかないか、あるからいけないなどということは言わない。少なくとも文部科学省の検定制度に沿ってやらない限り、検定そのものがおかしいとなったら、それこそ議論ができなくなるので、そのような前提でいく。

新学習指導要領によると、歴史をつくってきたのは人である。自由社は人物については非常に多く取り上げている。全部で488カ所、人物について取り上げている。教育出版のほうは283カ所であるので200ぐらい違う。では、多ければいいかというと、人物や項目を暗記するだけになってしまうおそれもあるのである。自分からいろいろ調べることも必要であるので、人物に関する説明が非常に長くなってはたしてそれでよいのだろうかということは1つ指摘できると思う。

加藤委員

自由社の本が検定を受けて一般の書店で販売されるようになったので、それを読んで区民の方も関心をもたれたり、一般の国民も意見を言ったりしていると思う。その中で、自由社の本は神話が多過ぎる、歴史の教育において、極端な人は神話などいらないと言

う人もいる。この問題は、極端かもしれないが、日本のように長い歴史を持っている国とアメリカのように歴史が短い国とを比べてみたときに、日本の場合には、歴史が古い国であるから、国の始まりは、神話、伝説、昔話などがあり、それが口から耳へ、耳から口へと伝えられてくるというのが当然あった。口頭伝承という時代は歴史上あったと思う。

大きく分ければ神話と昔話があったのだと思うが、神話のほうはどちらかといえば、生きている人たちが神と一体となるということが意図されているから、いつも現在進行形の話なのである。神と一体となるということから語りべという人たちが存在し、その語りべが語る座、場もきちんとしているのが神話であるのに対して、昔話というのは、典型的なのは、いつも言い出しが「昔、昔、あるところに」で、「あったとき」で終わるという形で、もう既に過ぎ去ってしまったものを話として伝えていて、かきこまった座、場ではなく囲炉裏のようなところを囲んで伝えられてきた。

そもそもそういう2つの違いがある中で戦後、新しい憲法下で天皇制、天皇の位置ということもきちんと決められ、神社や寺などを中心にした宗教教育についても相当制限されてしまい、どちらかといえば神話は軽視されるという傾向にあったと私は判断する。したがって、歴史教育に神話はいらないというのは行き過ぎであって、それなりに位置づけて学習すればいいことであり、自由社に神話が多いのが問題だという考え方は、私個人は余り納得できない。むしろもっと大事にしたほうがよいのではないか。

委員長

というような加藤委員のご意見である。

加藤委員

教育長から歴史上の人物のことが出たので、私は神話のほうから考えてみた。

教育長

今の話に関連して、原始・古代の学習に教育出版は全体の15.8%、自由社は全体の27%を割っている。その辺は大きな違いかと思う。それはそれぞれの考え方で、神話が人物になるのかどうかということも、議論があるところだと思う。今度の学習指導要領のさまざまな文化や伝統の学習の重視ということを受けて、おそらく自由社は原始・古代が多いと思う。逆に、近現代については、自由社は半分を切っていて、44.8%であり、教育出版のほうは52.6%と最も多く近現代に割っている。過去を大切にしながら将来に向かっていくか、過去をもっと大切にしていこうかというそれぞれのアイデンティティがしっかり出ているようである。

加藤委員

構成の問題であるが、今回の学習指導要領の改訂の重点の1つに、近現代に関する学習の充実ということがうたわれていて、その観点から見ると、教育出版のほうは、近現代を第5章、第6章、第7章と3つに分けている。第5章が明治維新と立憲政治あたりを中心に書き、第6章が第一次世界大戦、第二次世界大戦、第7章が第二次世界大戦以

後という区分である。それに対して自由社のほうは、近現代を2つに分けていて、第4章が明治維新と立憲国家、第5章が第一次世界大戦、第二次世界大戦、第二次世界大戦以後としている。

近現代の教育を重視しようという改訂の1点から見れば、また、学習する生徒のほうからすれば、この分け方は教育出版のほうが、実態やわかりやすさという点で区切り方がよいのであろうか。学習指導要領の改訂の趣旨にももう既に沿っているという見方も出てくる。その辺はどうなのか。

外松委員

関連して教育出版のほうであるが、表紙を開けた裏表紙のところに、「未来に受け継ぐ遺産」ということで、「アジアの世界遺産」が両面の2ページにわたり写真と簡単な説明で掲載されて、つぎのページでは「平和への願い」が掲載されており、現代につながるようになっている。そして終わりのまとめで、202ページと203ページに「世界の中の市民の一人として」という大きなタイトルがついている。歴史から過去を学んで、学んだことが今生きている私たちに生きてそしてまた未来につながっていくということを考えたときには、子供たちが学んでいくのに適切であると感じた。

教育出版のほうでは、各章ごとに右下のすみに色が施されている。そうすると、授業で学んでいくときに探しやすいので、中学1年生などは最初学ぶときに便利かと思う。

青木委員

歴史を学んでそれが未来へつながるというメッセージ性のようなものについては、自由社のほうは、最後の世界の人からのメッセージという形の「歴史を学んで」というところにまとめて書かれてはあるが、高校生向けであり、中学生が読みこなすには、同じような内容のことが書いてあっても、教育出版のほうが写真や見出しなどがある中で歴史から未来へつながるということがわかりやすく書かれていると思う。

平和教育についても、教育出版のほうはずっと大きな見出しで見てすぐわかるような形で書いてあり、世界とのつながりであるとか、今後日本人としてどうして行くかということも一目瞭然の大きな見出しで書かれているところが、教育出版のほうが優れているかと思う。

教育長

教科書協議会からの答申の各校の調査研究を見ると、学校によっては、自由社は内容を大変充実していて、写真もきれだし、見やすいというところもあるが、先ほど冒頭外松委員がおっしゃったように、生徒の視点に立った内容表記であるかどうかという視点で見た場合、文字が少し小さいし、文章表現が、私が見ても少し高度である。中学1年生から入っていくので、初めに嫌いになってしまったら困るのである。まずは、日本の歴史的分野について関心を持ってもらわなければならないところから見ると、中学1年生の国語力で理解するのは難しいと思う。

生徒の興味をかきたてる工夫があるかという観点からは、自由社は「歴史へゴー」、「ご先祖様へのプレゼント」、「歴史のこの人」などいろいろ設けられていて、教育出版のほ

うも「やってみよう」「ワールドチャレンジャー」「ひとびと探検隊」など設けられている。どちらかというと、自由社は自ら学ぶ系口や発展的な要素など、生徒の興味・関心を引かせるような内容が若干少ないかと思う。

加藤委員

先ほど学習指導要領の改訂の重点の一つである近現代のことを言ったが、さまざまな伝統や文化、宗教に関する学習の充実ということも今回の重点の一つなのである。その点で見ると、自由社は、歴史上の人物をたくさん取り上げていて、神話、読み物資料も多いという点では、今回の学習指導要領の改訂の重点に相当配慮してつくられている。教育長が冒頭おっしゃったこととその辺がつながるかと思う。

形式的なことがいろいろ出たが、確かに文字の大きさは、教育出版のほうが自由社に比べて大きく、自由社のほうは小さい。

文体については、教育出版は「です・ます」体・敬体であるが、自由社は「だ・である」体・常体である。小学校の教育では、1年生から3年生くらいまでは「です・ます」体の文章で、4年生くらいから「だ・である」体であるので、その点はあまり問題がないかと思う。

挿絵については、教育出版が255に対して自由社は19であり、表、グラフについては教育出版が25であるのに対して自由社は43である。そして、最後に取り上げたいのはイラストであるが、教育出版のほうはイラストがあって自由社のほうにはイラストがない。ここがポイントというページがあり、それがイラストかと思える。教育出版では、男と女の先生のイラストが、必ず章のところにある。また、カズキとタクミという男の子とアヤカとリナツという女の子のイラストがある。このイラストについてであるが、学問、学習は、きちんとした論調で書かれている文章を読み取って学んでいくものだと思っているが、今の若い人は、なかなかそれだけでは本に目を向けてくれない、手を伸ばしてくれないというところがある。イラストは、個人的にはあまり好きではないが、現状ではこれを抜きにしてはなかなか本を読んでもらえないという実態があるようなのである。

話が少し外れるかもしれないが、近年、団塊の世代の教師が退職となり、若い教師が続々と採用されているが、そのような人たちにぜひ本を読んでもらいたいということで本を出版しても、イラストつきのものでないと売れない。片面に簡単な文章があって、右側にはイラストがないと売れない。悲しいかなそのような実態があり、そういう文化の国になりつつある。したがって、教科書にこういうイラストがあり、それで学習する、学ぶということでもいいのかという問いがあったとすると、今の子供は堅いものだけではなかなか手を伸ばしてくれないという一面がある。それは認めざるを得ないと思う。

青木委員

今のイラストについてであるが、他の教科書と比べても、教育出版のイラストは、邪魔にならない程度に目が行くようにちょうどよい配分が入っていると思った。他の教科書はイラストが少し多過ぎるかなというところがあることと、イラストが全くないと子供の目が向かないということから考えると、教育出版のイラストは、要所、要所のポイ

ントで使われているので、今の子供たちにとってちょうどよいと思った。

教育長

先ほど外松委員が平和学習のことを挙げていたが、確かに自由社は平和学習をテーマにしたページや項目が設定されていない。これをどのように判断するかは大変難しい。歴史的分野と平和は、密接不可分の関係であると思う。平和というのは、世界70億人民、地球人の願いであるから、歴史において少しは平和をテーマとして持っておく必要があるのではないかと思う。

また、「有色人種の国」、「白人帝国」、「支那事変」、「大東亜戦争」などの言葉は、使っていたのであるから歴史上抹殺はできない。「第三人」という言葉も実際にどちらかという蔑視の意味で使っていた。我々の年代はそういう言葉は好ましくないということで教育を受けてきたのである。自由社は、「啓蒙」という言葉については155ページ、「有色人種の国」は171ページ、「白人帝国」は170ページ、「支那事変」は199ページに掲載している。当時使っていた言葉であるが、このような言葉がはたして人権教育上どうなのかと個人的には思う。

それから、国や人の名前は、今、ほとんど日本語の読み方ではなく現地読みである。例えば我々の名前を英語やローマ字で書くときには、今までは名前が先で姓が後であった。日本語の氏名の読み方は、私であれば菌部俊介で、俊介菌部ではないので、今は文部科学省のほうでも菌部俊介ということで指導している。それと同じように、その国々の文化、地名については、現地の読み方があることを示すということは必要ではないかと思う。その点が若干自由社のほうでは不足していると思う。

外松委員

帯年表についてであるが、教育出版では、9ページや39ページなど新しい章に入るところには、ページの下の方に帯年表が記されている。特に、縄文時代、弥生時代から平安時代までの章の最初のページである9ページでは、同時期の中国や朝鮮での出来事が併記されている。今回の学習指導要領では、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に各時代の特色を踏まえて理解させるということが目標の1番にあるので、その目標に沿っているのではないかと思う。また、視覚的にもとらえやすいので、生徒が自ら学ぶ糸口になり得ると感じた。自由社は、帯年表はあるが、日本に限られている。その点に違いがあると思う。

教育長

人物を取り上げている箇所の話をしたが、例えば宗教にかかわる人物として、教育出版は、釈迦、イエス、ムハンマド、孔子を取り上げて、ヨーロッパの大航海時代の人物としては、マゼラン、コロンブス、バスコ・ダ・ガマを取り上げているが、自由社は宗教については、釈迦、孔子だけである。ヨーロッパ大航海にかかわる人物としてはコロンブスを取り上げている。その一方で、イザナギの命、イザナミの命、天照大神、スサノオの命、大国の命など日本の神話を取り上げている。この辺が非常に対照的である。この点が、子供たちが歴史を学んでいくときにどのように生かされていくのか、また、

必要なかどうかについては判断が分かれるところである。

外松委員

生徒が自ら学ぶという点であるが、教育出版の205ページに、「歴史の宝庫、博物館を利用しよう」というものがある。このことに興味関心を持った生徒にとっては、発展的学習の糸口になると感じた。

青木委員

発展的な学習という観点から見ると、教育出版の後ろのほうのトレーシングペーパー式の地図、日本地図もとてもわかりやすく、子供に興味を持たせるような形になっていると思う。

教育長

教科書調査委員会の報告書を見ても、自由社の教科書は、日本の歴史と世界の歴史を非常にうまく書いているとある。新学習指導要領の沿った教科書であるため、充実しているような感じがする。

委員長

4人の委員の皆様方から、教育出版と自由社の2社について調査・研究した内容について話をしていただいた。私も一通り拝見して、まず教科書を手にとったときに、この教科書は子供たちが興味を持って主体的に学習するのにどうかという視点で見た。教育出版のほうは、課題を見つけながら主体的に学習をするような、また興味を導き出すような工夫をしていると感じた。自由社のほうに関しては、非常によく書けているが、大変難しく、興味や関心を持たせるためにもう少し工夫ができないかと感じた。子供たちが理解をして学んでいくための工夫がもう少し必要であると思う。

表記について、教育出版のほうは文字も大きくわかりやすい言葉で表記されている。挿絵等も今の子供たちには非常にわかりやすいと思う。構成内容のバランスについても、教育出版と自由社とは多少差があるのではないかと思った。

過去から現在に結びつくために、歴史の流れを子供たちにわかるようにしなければいけないと考える。そういう意味でこの2社を調べた結果、結論を私は持っている。

ここで、皆さんがどの教科書を推薦するか、結論を出していただきたい。いかがだろうか。二者択一になるが。

外松委員

個人として読む分には、自由社のほうは非常によくできていて内容も豊富で興味深く読める。であるが、中学生が使う教科書であるという視点に立って考えなければならない。そうすると、先ほどいろいろ意見が出ていたし、私も発言させていただいたが、中学校の生徒が学んでいくきっかけになる教科書ということを考えると、教育出版社のほうが生徒にとっては学習しやすい教科書であると思う。

教育長

まず初めに、中学校の歴史的分野の教科書を採択するにあたり社会が非常に関心を持っているところがある。マスコミの報道を見ても、ある市や区がどこの教科書を採択したなどを報道している。戦後64年経過した中で、日本の歴史はどうだったのだろうかということについて、しっかりとしたものができていないのではないか。このようなことが50年経ったとしてもまだあり得るかもしれない。

一方で、2つの大戦をやってきたような国がある。いろいろな指摘はあるだろうが、その国はヨーロッパの中で、それなりの地位を築いてきていると思う。ところが我が国を見た場合には、いまだに相手国からいろいろ言われたりしているということは、しっかりとした国民同士の理解や国同士の理解がこれまで不足してきたのではないかと思う。このことがこれからもずっと続くのでは中学生の子供たちに気の毒である。中学生の子供たちにどのように理解させていくかということは教師あるいは家庭の教育で重要なところであると思う。

日本は民主的国家であるため、様々な意見があってもいいのである。1つの意見しか許されなければ全体主義国家になってしまう。いち教育委員会ではなく国家レベルで、基本的なことを押さえることは必要ではないかと思う。

今、日本とアジアの国々との間で、歴史を見直す動きがいろいろあるが、なかなか成果が出てこない。それは国と国との意見の相違や時代の背景もある。その中で21世紀を生きていく子供たちは、どこで折り合いをつけていくのかということを感じている。教育委員になってこれで3回目の教科書採択になるが、つくづくそれは感じる。

というのは、私の子供が小学生のときに、社会科で、ある国の大陸弾道弾はよくないと言っていたのである。私は保護者の意見として、ある国だけではなくもう一方の国にも大陸弾道弾はあるのだから、両方一緒に見なければだめではないかということを行ったことがある。そのようにいろいろな見方がある中で、学校の歴史的分野を習いながら家族との話、地域の人との話につながるような教科書、授業であってほしいということを感じる。

外松委員がおっしゃるように、確かに自由社の本は、中身は別として、構成等は高校生ぐらいのレベルである。私たちが高校のときに歴史の本を見たときと同じような感じがある。中学1年生から3年間使っていくことから見たときには、2000年という日本の歴史の中で今の自分があるのだということを楽しく関心を持って勉強できることが大切だと思う。

その点からすると、教育出版は、確かに中身は薄い。ただし、人物が少ない分だけ中身が少ないということもあるため、平成17年度に採択した教育出版でよいのではないかと思う。学校で補助教材等を使ったりするし、十分だと思う。

委員長

外松委員と教育長から教育出版のほうがよろしいのではないかというご意見があった。あとのお二方はいかがか。

青木委員

自由社の教科書は本当に写真も美しいし、仏像など日本人として、知識として持っているなければいけないようなものがたくさん入っているが、中学生が使う教科書ということで見ると、教育出版のほうがよいのではないかと思う。

委員長

最後になるが、加藤委員、いかがか。

加藤委員

意見を言う前に、教育長の発言の中の前半部分の、日本のこれからの教育のありよう、骨格、あるいは教育基本法などがあるにもかかわらずなかなか国民的なコンセンサスを得られないで、歴史教育1つをとってもいろいろな迷いがあるというあたりは、私も憂うべきことだと思う。そのことは教育長が十分発言されたので、同じ思いを持っているということだけを伝えてから発言に移りたいと思う。私は、3の観点を挙げて考えてみた。

1点目は、学習指導要領から見た場合どうかということである。学習指導要領で歴史的分野の内容の取り扱いは、第1学年、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野および公民的分野を学習させることとある。非常に簡潔に言えば、中学1・2年生の段階で歴史学習の大半は行われると私は理解した。それが踏まえておかなければいけない1つのことだと思った。

2点目は、教科書の持っている役割から考えてみた。今までの教育委員会でも再三出てきたのは、教科書が教科の主たる教材として、学校教育の中では重要な役割を果たしているということである。これは1つの定説で、練馬区教育委員会としてもそのように考えているところである。その他に考えた教科書の持つ役割としては、学校教育法34条に教科書の使用義務という規定があり、教科書以外に資料などを作成し授業を行うことはいいが、教科書は使わなければならないということが法的に規定されているということである。

3点目は、当たり前のことであるが、教科書は学習指導要領の目標や内容を踏まえてつくられていて、文部科学省の検定を受けたもので、それを私たち練馬区教育委員会が検討して採択し、それが児童・生徒に配られる。そういうことを考えたときに、教科書の持つ内容の程度が一番ひかかる。内容の程度が練馬区の児童・生徒の発達段階に応じたものでないといけないのだろうと思う。

そこで観点の3番目として、練馬区の中学校で学ぶ中学生の学力から見たのである。なかなかすべてに目が行かないが、非常に注目されるものは、平成17年度、平成18年度、平成19年度の学力調査研究委員会の研究報告書である。対象は中学1年生で練馬区教育委員会と調査研究委員会がきちんとしたものをまとめている。その報告書から中学校の生徒の学力を推し量ってみた。3年の経過でまとめられていることは時間がないので飛ばして、問題の内容ごとの結果というところを見ると、説明文の内容の読み取りという箇所がある。つまり、教科書は説明文であるから、文学的な文章ではない。その説明文の内容の読み取りが、平成17年は正答率が59.1%、期待通過率が70%である。平成18年度は正答率が59.5%、期待通過率が70%である。ところが、平

成19年度は、正答率が48.4%で、期待通過率が63.3%である。読むこと、聞くこと、話すこと、書くことの言語事項の4領域の中で、練馬の中学生の説明文内容の読み取りは点数上どこも一番低い。

教育出版本と自由社本とを比較すると、皆さんから再三意見があったように、自由社本は内容が量、質ともに豊富で大変高度で、大人が読んでためになる。だが、その文章表現が高度であってやや難解だというのが指摘された。私も同感である。

1例を挙げると、自由社本の9ページの「歴史を学ぶとは」という歴史を学ぶ最初のページについてである。「歴史を学ぶとは過去の出来事を知ることだと考えている人が多いかもしれないが、これは必ずしも正しくない」という書き方で、説明文であるから、まず冒頭に結論的なことを言うのである。それに対して説明的な事項が並べられ、「過去の人とはどんなふう生きていたかを学ぶことだと言ったほうがよい」とある。言っていること自体は問題がなくて、そういう見方があるなどは理解できる。あるいは12ページなども見て比べてみるとよくわかるが、ここは人類が始まるところで、教育出版本と比べてみるといろいろある。もう時間がないのでこの辺にしておく。

教育出版本は、内容の充実という点では、自由社本と比較するとやや物足りないというのを私自身は確かに感じるが、表現が平易でわかりやすい。学力、特に読解力に課題を持つ本区の中学生の実態を考えると、二者択一で言えば、教育出版本になるというのが私の調査・研究した結論である。

委員長

全員の委員の皆様方が教育出版でよろしいではないかという結論が出た。自由社と教育出版とを比較すると、自由社のほうが非常に高度な文章で、中学1年生が読んで理解していくためにはちょっと高度過ぎるところがある。私は非常に興味深く読み、改めて歴史を勉強させられた。中学校1年生にとっては非常に難しいような気がしたし、今の練馬区の子供たちが興味を持って主体的に学んでいくということを考えたときには、ちょっと難しいのではないかということから、私も最終的には教育出版がよいだろうという結論に達した。詳細については各委員から出たので、私のほうから発言することは控えさせていただく。

それでは、ここで結論を出したいと思うが、社会・歴史的分野については教育出版を採択するということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、了解を得たので、社会・歴史的分野については教育出版を再度採用する。

それでは最後になるが、全種目の採択した発行者を再度確認したいと思う。もし間違っていたら、言っていただきたいと思う。

議案第50号の中学校教科用図書の一覧表についてもう一度確認する。国語は、光村図書出版。書写は、光村図書出版。社会・地理的分野は、帝国書院。社会・歴史的分野

は、教育出版。社会・公民的分野は、東京書籍。地図は、帝国書院。数学は、東京書籍。理科・第一分野は、東京書籍。理科・第二分野は、東京書籍。音楽・一般は、教育芸術社。音楽・楽器合奏は、教育芸術社。美術は、光村図書出版。保健体育は、学研教育みらい。技術家庭・技術分野は、東京書籍。技術家庭・家庭分野は、東京書籍。英語は、東京書籍である。以上を採択することでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第50号については、先ほど種目ごとに述べた発行者の教科用図書を採択することに決定する。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

続いて、陳情案件に入る。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について、現在、継続審議となっている。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日も継続といたしたいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

了解を得たので、それでは、陳情第4号については継続とする。

(1) 教育長報告

委員長

続いて、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、統合新校の校章図案募集の結果についてご報告させていただく。

委員長

それでは報告の についてをお願いします。

新しい学校づくり担当課長

資料の説明（説明要旨）各統合準備会における検討の参考とするため公募した統合新校の校章図案について、募集の対象者、募集期間、応募用紙の配布・回収場所、応募件数、校章図案、統合準備会の今後の予定等を説明

委員長

たくさんの応募があったようである。何かこの件についてご質問等あるか。

青木委員

それぞれの校章について、子供たちが本当に一生懸命考えているなというのがわかった。この後、みんなが納得するようなよいものを決めていただきたらと思う。

委員長

校章図案をすべて見たが、新しい学校に対する情熱を持ち、おらが小学校ということで校章を決めたいという図案がたくさん出ていた。私だったらこれがよいというものもあったが、校章は統合準備会が決めることである。

教育長

通学路の安全確保の検討について、具体的に説明してほしい。

新しい学校づくり担当課長

2つの学校が統合するため、とりわけ一方の小学生については、通学路が変わることがある。そういったことも踏まえて、いま一度、統合準備会の中で通学路の安全を皆さんで議論していただく。その中で課題があれば、関係者への要望等も伺いながら、統合新校としての通学路の案を皆さんで確認していただくということを考えている。

委員長

ほかはないか。

教育長

校歌の歌詞は募集するが、作曲のほうはどうか。

新しい学校づくり担当課長

今後、校歌についても検討していただくことになっている。この件についても、皆さんのご意見を聞いたり公募したりすることになったのだが、歌詞については、校歌に使いたい言葉を公募にかけていくと考えている。言葉をつなぎ合わせるのは、最終的には専門家をお願いしたいと思う。曲のほうであるが、これを公募するというのはなかなか難しい。どなたかにお願いすることになると思うが、こういった方をお願いするかということについては、統合新校としての思いをできるだけ伝えられるような方に委

ねたいと考えている。作詩のまとめ、曲のまとめをどういった方をお願いするかということも、統合準備会で検討していただいて、その方にできるだけお願いするということ考えている。

委員長

よろしく願います。

青木委員

通学路の安全確保などにも関係があると思うが、例えば小学校であると、校外委員会などの保護者の活動も絡んでくると思うが、保護者の組織については、この統合準備会の中ではどのような進め方になっているのか。

新しい学校づくり担当課長

統合準備会の構成メンバーの中に、両校の保護者代表の方が4名ずつ入っていただいているので、そういった方が保護者の皆さんのご意見を代表していただいているということである。

委員長

大変興味をもって子供たちも見ていると思うので、よい校章を選んでいただければありがたいと思っている。
その他報告はあるか。

事務局

ない。

委員長

それでは、第15回教育委員会定例会を終了する。